

## 医薬品等行政評価・監視委員会委員の選考に関する委員会設置規程

（令和2年7月1日  
厚生労働大臣伺い定め）

## （設置）

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の第76条の3の9第1項の規定により医薬品等行政評価・監視委員会（以下「監視委員会」という。）の委員を厚生労働大臣が任命するに当たって、監視委員会の委員の選考の考え方やその候補者について意見を述べるため、医薬品等行政評価・監視委員会委員の選考に関する委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 選考委員会は、法第76条の3の9第1項の規定及び「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」（平成22年4月28日薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討会）を踏まえ、監視委員会に関し、委員の候補者の選考基準及び選考方法並びに委員の候補者について意見を述べるものとする。

## （選考委員会の委員）

第3条 選考委員会の委員は、医薬品等（法第1条に規定する「医薬品等」をいう。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関して優れた見識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、選考委員会の委員の互選により選任する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する選考委員会の委員が、その職務を代理する。
- 4 選考委員会の委員は、非常勤の国家公務員とする。
- 5 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## （運営）

第4条 選考委員会の庶務は、大臣官房厚生科学課において処理をする。

- 2 選考委員会は、非公開とする。ただし、議事の内容については、特定の個人を識別することができる情報や特定の者に不利益をもたらすおそれがある部分を除き公開する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って別に定める。

附 則

この規程は令和2年7月1日から施行する。